

「出先機関改革の基本的論点」に対する見解

環境省地方環境事務所

ア 同資料に記載されている論点項目のうち、特に、以下に掲げる項目

- (ア) 「○ 改革の対象範囲と国と地方の役割分担の考え方」の第3パラグラフ関係
対象機関が担う事務・権限に関し、知事会PT中間報告の内容も踏まえつつ、
- i 「国が担う役割」をどのように考えるか
 - ii 現状の国と地方の役割分担を変更とした場合の支障等
- (イ) 「○ 個々の事務・権限の取扱い」の第2パラグラフ関係
「国に残す事務」を本府省で直接実施することとした場合の支障（どうしても出先機関で実施せざるを得ない理由）等
- (ウ) 「○ 広域的实施体制の在り方」及び「○ 柔軟な取組みの在り方」関係
上記（ア）のiiで取り上げた支障等について、例えば、広域的な実施体制の在り方や柔軟な取組みを可能とするような仕組みを導入することなど克服する手段があれば、その内容等

- 「地域のことは地域に住む住民が決める」という鳩山政権の地域主権推進の考え方を基本とする。
- 日本の環境行政においては、歴史的に見て、地方公共団体に相当の業務を行って頂いてきている。例えば、公害関係の法律において条例による排出基準の上乗せを認め、国立公園における規制を行うなど、地方公共団体に環境行政を進めていただいているところ。
- こうした考え方にに基づき、更に地方公共団体に移管できる事務については移管する。
例えば、地域の事業者への報告徴収、立入検査権限等については、地方公共団体に移管する。この場合、法の適正な執行のため、都道府県を越えた活動を行う事業者に対する報告徴収、立入検査といった広域的対応を要するものについては、国の強制力ある指示権が認められることが必要。

- 他方、国が責務を果たすべき分野については、国が引き続き所管する。
例えば、
 - 1) 地域の利害を超えて、国全体の利害の観点から判断して行うべき事務
 - 2) 国際約束を遵守するため、国が責任を持って行うべき事務
 - 3) 国民の健康や生活環境の保護のためのセーフティ機能として行うべき事務

- 国が行うべき事務のうち、事務量や事業の性格上本省で処理できる事務は本省で行う。
他方、権限の適切な執行のために、事業者をはじめとする関係者との密接な調整や、税関等の地域の他の行政機関との迅速な連携が必要な事務については、引き続き地方環境事務所の業務として存続することとする。

イ 地域主権改革を推進する観点から、事務・権限の見直しを検討している場合、
その内容等

- 上記アの考え方にに基づき、知事会 PT 中間報告で指摘されている事務については、以下のとおり見直しを検討。

1 地方環境事務所の事務から外すもの

(1) 地方公共団体に移管するもの

- ①家電リサイクル法の報告徴収・立入検査
- ②容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査
- ③食品リサイクル法の報告徴収・立入検査
- ④自動車リサイクル法の報告徴収・立入検査
- ⑤廃棄物処理法に基づく無害化処理認定業者に対する報告徴収・立入検査
- ⑥オフロード法に基づく技術適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査
- ⑦土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督
- ⑧石綿健康被害救済法による申請の経由
- ⑨「循環型社会形成推進協議会」への参加

※①～⑤については、以下のような条件が確保されることが必要。

- ・ 各省と共管している場合、他省庁も同様に地方公共団体に事務を移管すること
- ・ そのうえで、都道府県を越えた事業者に対する報告徴収・立入検査については、以下の2つの条件が満たされること。
 - ① 当該事務について、地方公共団体に対し強制力のある国の指示権が認められること
 - ② 他の分野においても、同様に広域的な対応を要するものについては、強制力のある国の指示権が認められること

※⑥については、国の事務である製造業者への規制のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において事務を行うこととする。

※⑦については、複数の都道府県で調査事業を行う場合には、事業者の負担軽減のため本省において事務を行うこととする。

(2) 本省が直接執行するもの

- ①廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査等
- ②公害規制法に基づく緊急時の立入検査等
- ③全国的な製造量の総量確認等のための化学物質審査規制法に基づく報告徴収・立入検査
- ④カルタヘナ議定書の履行に係る、遺伝子組換え生物に関する立入検査等
- ⑤ラムサール条約の履行に係る、登録湿地の保全、管理（対民間）
- ⑥同上（対地方公共団体）
- ⑦地球温暖化防止に関する助成（対民間）
- ⑧同上（対地方公共団体）
- ⑨地球温暖化に関する普及啓発（チャレンジ25の推進など）
- ⑩環境教育（最新の科学的知見の発信など）

2 引き続き国の出先機関の事務とするもの

○国民の宝である貴重な自然の保全に関するもの

- ①国立公園の規制
- ②国立公園事業の実施
- ③世界自然遺産登録地域の保全（対民間）
- ④同上（対地方公共団体）
- ⑤国立公園等における適正な利用指導等
- ⑥原生自然環境保全地域等の規制
- ⑦自然環境の保全に関する重要事項の企画立案
- ⑧種の保存法に基づく象牙等を扱う特定国際種事業の届出・指示等
- ⑨国指定鳥獣保護区内の捕獲許可等
- ⑩国指定鳥獣保護区における保全事業
- ⑪環境大臣が指定する希少鳥獣の捕獲許可等
- ⑫特定外来生物の飼養等の許可等

○温暖化対策の推進に関するもの

- ⑬温室効果ガス排出量の報告関係（受理）
- ⑭同上（相談）

○輸出入の管理に関するもの

- ⑮廃棄物の輸出入に関する事務
- ⑯特定有害廃棄物等の輸出入に関する事務
- ⑰鳥獣の輸出入の規制